

平成29年度 課長方針

部課	監査委員事務局	事務局長	北田 実
----	---------	------	------

課の運営方針
<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員事務局は、行政の適法性、効率性、妥当性を公平・公正な立場で監査を執行するため、監査委員を補助する。 ・各種研修会に参加することにより、関係法令や会計制度の知識の習得及び情報の収集に努める。 ・常に問題意識と向上心を持ち、自己研鑽に励む。

達成状況

- ◎…目標どおり、事業を進めている
- …目標をおおむね達成し、事業を進めている
- △…事業を一部進めているが、目標の達成には至っていない。
- ×…事業の実施に向け検討中。未達成。

主要事業			平成29年度主要事業の検証	
事業名	事業内容	目標	達成状況	取組み内容
例月出納検査	会計管理者が行う出納事務が、適正に行われているかを主眼として実施できるよう補助する。	行政に対する市民の信頼を確保する適正な監査執行を補助する。	◎	適正な監査執行を実施できるよう補助業務が行えた。
定期監査	予算執行など財務に関する事務の執行が、経済性、効率性、有効性などの観点から適正に行われているかを主眼として実施できるよう補助する。	〃	○	〃
決算審査	決算・その他関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行並びに事務事業が適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施できるよう補助する。	〃	◎	〃
健全化判断比率審査	健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施できるよう補助する。	〃	◎	〃

資金不足比率審査	資金不足比率及びその他の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施できるよう補助する。	”	◎	”
----------	---	---	---	---